未来につなぐふるさと応援事業

別表

補助対象の経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象・  対象外 | 節、項目 | 備　考 |
| 補助対象 | 報償費 | 講師等への謝金（県規程に準じる。講演会等での講演は、講演時間１時間当たり、大学教授：１万円以下、先進農家：５千円以下、県外の講師は、２万円以下を原則とし、これによりがたい場合は、知事が適当と認める額を上限とする。） |
| 旅費 | 県、市町村、大学等の規程に準じる |
| 需用費 | 消耗品、資材費、材料費、燃料費等、１品３万円未満の物品等 |
| 役務費 | イベント開催通知やアンケート調査に関するハガキ、切手、広告料及び保険料等 |
| 委託料 | 旅行業法に係る部分の委託、専門性を要する部分の委託、実績書作成に係る編集等  ただし、事業の主要な部分を他に委託するものは補助対象外 |
| 使用料及び賃借料 | トイレ、照明、音声機器、農機具のレンタル料、ほ場借上げや会場会議室の借上料等 |
| 食糧費（飲料に限る） | 熱中症や脱水症状を防止するための水分補給に要する経費  ペットボトルの水・お茶等（酒類を除く） |
| 補助対象外 | 備品購入費 | 単価３万円以上の物品等 |
| 食糧費 | 弁当、食事代、茶菓子等 |
| 賃金 | 事業主体の労務費 |
| お土産、景品 | 報償（謝礼）としてのお土産も補助対象外 |
| 管理費 | 水道、光熱費等、イベント以外の事業主体の組織や施設の維持管理に要する経費 |
| その他 | 知事が不適当と認める経費 |